5　投資額の算定

次の算定式により、前４項の規定に基づき算定した中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数を用いて局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局の局ごと中間中継伝送装置投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。

局ごと中間中継伝送装置投資額
＝中間中継伝送装置架数
×中間中継伝送装置架・共通部当たり単価
＋中間中継伝送装置数
×中間中継伝送装置単価

別表第二の一の表クロック供給装置の項算定方法の欄一⑶中「クロスコネクト装置増設架数」の次に「、無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちＴＤＭＡ装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数」を加え、同⑶を同一⑷とし、同一⑵中「遠隔収容装置設置局」を「局設置遠隔収容装置設置局」に改め「加入者交換機のユニット数」の次に「、無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちＴＤＭＡ装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数」を加え、同⑵を同一⑶とし、同一⑴中「遠隔収容装置設置局」を「局設置遠隔収容装置設置局」に「及び多重変換装置の架数」を「、多重変換装置の架数、無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちＴＤＭＡ装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数」に改め、同⑴を同一⑵とし、同一⑵の前に次のように加える。

⑴　局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数（当該局に設置される無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちＴＤＭＡ装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数を合計したもの）をクロック供給装置架当たり最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。

別表第二の一の表クロック供給装置の項算定方法の欄二中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表メタルケーブルの項算定方法の欄一⑵中「又は遠隔収容装置」を「、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置」に「すべて」を「全て」に改め、同欄二⑴及び⑶中「又は遠隔収容装置」を「、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置」に改め、同欄三中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表加入系光ケーブルの項算定方法の欄一⑵中「又は遠隔収容装置」を「、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置」に「すべて」を「全て」に改め、同欄二⑴中「又は遠隔収容装置」を「、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置」に改め、同二⑶中「に置き換える」の次に「。」を加え「又は遠隔収容装置」を「、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置」に改め、同欄三中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表中継系光ケーブルの項算定方法の欄三中「すべて」を「全て」に改め、同三を同欄四とし、同欄二を同欄三とし、同欄一中「遠隔収容装置設置局」を「局設置遠隔収容装置設置局」に改め、同一を同欄二とし、同二の前に次のように加える。

１　局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定

局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置ユニット数及び当該局に設置する局設置簡易遠隔収容装置ユニット数を勘案し、必要な光ケーブル設備量を算定する。

別表第二の一の表海底光ケーブルの項算定方法の欄一中「遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局～中継交換機設置」を削り、同欄二中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表海底中間中継伝送装置の項算定方法の欄一中「遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局～中継交換機設置」を削り、同欄二中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表無線伝送設備の項設備区分の欄中「無線伝送設備」を「無線伝送装置」に改め、同項算定方法の欄一中「遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局～中継交換機設置局間」を「区間の両端の局」に「無線伝送設備設備量」を「無線伝送装置設備量」に改め、同欄二中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表無線アンテナの項算定方法の欄一中「遠隔収容装置設置局、加入者交換機設置局及び中継交換機設置」を削り、同欄二中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表無線鉄塔の項算定方法の欄一中「遠隔収容装置設置局、加入者交換機設置局及び中継交換機設置」を削り、同欄二中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表衛星通信設備の項算定方法の欄一中「遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局～中継交換機設置局間」を「区間の両端の局」に改め、同欄二中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表加入系電柱の項、中継系電柱の項、加入系管路の項、中継系管路の項、加入系中口径管路の項、中継系中口径管路の項、加入系共同溝の項、中継系共同溝の項、加入系という道の項、中継系という道の項及び電線共同溝の項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の表総合デジタル通信局内回線終端装置の項算定方法の欄一⑶を同一⑷とし、同一⑵中「遠隔収容装置設置局ごとに」を「局設置遠隔収容装置設置局ごとに」に「遠隔収容装置が」を「局設置遠隔収容装置が」に改め、同⑵を同一⑶とし、同一⑴の次に次のように加える。

⑵　局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置簡易遠隔収容装置が収容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。

別表第二の一の表総合デジタル通信局内回線終端装置の項算定方法の欄二を次のように改める。

２　投資額の算定

前項の規定に基づき算定したき線点遠隔収容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数、局設置簡易遠隔収容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数、局設置遠隔収容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数又は加入者交換機の総合デジタル通信局内回線終端装置数を用い、次の算定式により、局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を算定し、全ての局の局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を合算し、総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を算定する。この場合、き線点遠隔収容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置については、局が属する都道府県の単価を使用する。

局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額
＝き線点遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置数
×き線点遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置単価
＋局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置数
×局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置単価
＋局設置遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置数
×局設置遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置単価
＋加入者交換機総合デジタル通信局内回線終端装置数
×加入者交換機総合デジタル通信局内回線終端装置単価

別表第二の一の表アナログ局内回線収容部の項算定方法の欄一⑶を同一⑷とし、同一⑵中「遠隔収容装置設置局ごとに」を「局設置遠隔収容装置設置局ごとに」に「遠隔収容装置が」を「局設置遠隔収容装置が」に改め、同⑵を同一⑶とし、同一⑴の次に次のように加える。

⑵　局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置簡易遠隔収容装置が収容するアナログ加入者回線の数を当該局のアナログ局内回線収容部数とする。